

◎「国内クレジット制度基盤整備事業(国内クレジット制度推進のための中小企業等に対するソフト支援事業)」について

1. 事業の目的

「京都議定書」が発効されたことに伴い、我が国は、温室効果ガスの2012年の排出量平均を1990年比6%削減することが義務付けられた。

大企業は、基本的に「自主行動計画」を通じて組織的に排出削減が進められているのに対して、中小企業は、組織的な取組みがなく、資金調達や技術制約等の経営資源の不足により、排出削減のための取組みは進んでいない状況にある。

このような中で、中小企業の排出削減対策の推進として「国内クレジット制度」を構築することが閣議決定され、10月より試行的な実施が開始された。

そこで、全国中央会が都道府県中央会との連携の下、排出削減事業(省エネ等)の促進が期待される組合及び組合員企業等への無料診断及び排出削減事業計画の作成を支援するとともに、国内クレジット制度においては事業の「承認」を得るために必要となる排出削減事業計画の「審査」にかかる費用負担の一部を補助することによって、中小企業における排出削減を促進することを目的とする。

2. 業務内容

(1) CO₂ 排出量削減診断事業

診断申込書の受理後、事前調査書などにより事前調査を行い、現地事業所を訪問し、設備機器の稼働によるCO₂ 排出量やエネルギー消費量を調査・分析し、CO₂ 排出量削減効果の高い設備改修についてのアドバイスを報告書にまとめる。

現地事業所では、設備機器の図面、操作マニュアル、エネルギー消費量、エネルギー単価、稼働状況などのデータを入手する。なお、原則として計測機器を用いてのデータ収集は実施しない。

入手データに基づき、設備改修による削減CO₂ 排出量を報告書にまとめる。報告書には現状と設備改修後のCO₂ 排出量、エネルギー使用量、エネルギーコスト、設備改修概算費用等を含める。

専門家の派遣は、事務所の設備種類、設備能力、熱・電気設備などを考慮として派遣人数を決定する。原則として年間原油換算エネルギー使用量が300kl以上は2名の派遣とし、300kl未満は1名の派遣を検討する。

(2) 排出削減事業計画策定支援事業

次の2種類がある。

「CO₂排出量削減診断」の実施後に、事業所の希望により、継続して排出削減事業計画策定支援のための専門家派遣を行う。診断報告書を基にCO₂排出量、エネルギー使用量、エネルギーコスト、設備改修概算費用を事業所側と協力・確認し、排出削減事業計画を作成する(計測機器を用いてのデータ収集は実施しない)。

計画には、排出削減事業者の情報、排出削減量の計画、国内クレジット承認期間、活動量・原単位、温室効果ガス排出削減量の算定、モニタリング方法の詳細、省エネルギー量の予測等を含める。

「CO₂排出量削減診断」の派遣をせずに、直接、排出削減事業計画策定支援を行うための派遣を行う。

事業所側から現状及び設備改修後のCO₂排出量、エネルギー使用量、エネルギーコスト、設備改修概算費用及びその計算根拠等の情報を得て、事業所側と協力・確認し、排出削減事業計画を策定する(原則として計測機器を用いてのデータ収集は実施しない)。

計画には、排出削減事業者の情報、排出削減量の計画、国内クレジット認証期間、活動量・原単位、温室効果ガス排出削減量の算定、モニタリング方法の詳細、省エネルギー量の予測等を含める。

専門家の派遣は、事務所の設備種類、設備能力、熱・電気設備などを考慮として派遣人数を決定する。

(3) 診断報告及び排出削減事業計画策定支援報告

診断及び排出削減計画策定についての報告説明会を実施する。

国内クレジット制度や本事業内容などの広報活動を行う。

実施件数や派遣先リスト、地域、業種、CO₂排出量削減についての概要を取りまとめた診断・計画策定支援実施内容報告書を作成する。

(4) 排出削減事業計画の審査(費用の支援業務)

(2)で作成した排出削減事業計画の審査に係る費用の一部を負担する。

国内クレジット制度を活用する場合、作成した排出削減事業計画について、国内クレジット認証委員会に登録された審査機関又は審査員の審査を経る必要があるため、この排出削減事業計画の審査にかかる費用について、50万円を上限として、2分の1の金額を支援する。